

蒲郡市監査公表第17号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和5年12月26日

蒲郡市監査委員	小林	憲三
同	尾崎	隆久
同	松本	昌成

(様式)

措置の通知書 (消防本部)

監査期間 令和5年10月4日から  
令和5年11月27日まで

令和5年度蒲監第71号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p><b>〔意見〕</b></p> <p>消防団の特徴である地域密着性を基盤とした消火救助活動や運営の継続のため慢性的な定数割れの解消を図り、地域防災体制の確立に努められたい。</p> <p><b>〔改善事項〕</b></p> <p>1 契約書において、前文乙欄の業者名と記名押印欄の乙欄の業者名が異なるものが見受けられたので、契約書の作成に当たっては細心の注意を払い、契約規則及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努められたい。</p> <p>2 歳入調定決議において、納期限の誤りのものが見受けられたので、予算決算会計規則及び会計事務の手引きに基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>消防団においては、住民と一体となった地域防災体制の確立に向け、総代区や常会等と連携し、地域の実態に即した消防団員の確保策を進めます。あわせて、幅広い層の住民が消防団活動へ参加しやすい環境整備に努めることとした。</p> <p>契約書の作成においては、細心の注意を払い、契約規則及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理を図るよう、取扱い職員に指導し、周知徹底することとした。</p> <p>歳入調定決議の納期限においては、予算決算会計規則及び会計事務の手引きに基づき適正な事務処理を図るよう、取扱い職員に指導し、周知徹底することとした。</p>